

# ○富田林市談合情報対応マニュアル

制定 平成 9年 6月1日

改正 平成24年 8月1日

## 第1編 総則

### (目的)

第1条 このマニュアルは、富田林市公正入札調査委員会要綱（以下「要綱」という。）に基づき、総務部契約検査課が契約する案件に関し、談合情報がもたらされた場合（以下「通報を受けた場合」という。）又は談合の疑いがある入札が行われた場合（以下「疑いがある入札が行われた場合」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、円滑・適正な調査及び審議に資することを目的とする。

### (調査及び審議)

第2条 通報を受けた場合又は疑いがある入札が行われた場合には、富田林市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）が調査し、及び審議するとともに、今後の対応策を検討する。

### (会議)

第3条 委員会の審議は、通報を受けた場合又は疑いがある入札が行われた場合、必要に応じて会議を開催する。ただし、要綱第4条ただし書に定める緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって審議に代えることができる。

### (所掌事務)

第4条 調査は、契約検査課及び工事担当課又は予算執行機関（以下「発注部局」という。）が、次の所掌事務に基づき協力して行う。

- (1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント業務に係る案件の発注部局は、主に積算内容調査を行う。
- (2) 物品・委託役務関係業務に係る案件の発注部局は、当該発注部局が必要と認めるとき又は契約検査課から依頼があったときは、積算内容調査を行う。
- (3) 契約検査課は、前2号に掲げる調査以外の調査を行う。
- (4) このマニュアルに定めのない調査事項が生じたときは、契約検査課と発注部局が協議の上、案件の調査を行う。

### (基本的な対応)

第5条 通報を受けた場合又は疑いがある入札が行われた場合の基本的な対応は、次

のとおりとする。

(1) 通報を受けた場合

原則として、信ぴょう性が極めて高いと認められる通報（第6条第1項第2号のいずれか及び同第3号に掲げる内容を含む通報）を調査対象とし、それ以外は信ぴょう性が低いものとし、談合情報として取り扱わないものとする。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、これに準じて取扱う。

(2) 疑いがある入札が行われた場合

第9条各号のいずれかに該当する場合に調査を行う。

## 第2編 通報を受けた場合の対応

### (通報の確認)

第6条 通報を受けた者は、次の点を確認の上、速やかに談合通報報告書（様式1）を作成し、委員会に報告する。

(1) 通報者の氏名・住所・連絡先等

(2) 入札件名・入札執行日時（紙入札の場合）、入札件名・入札日又は開札日時（電子入札の場合）等入札案件が類推できる情報

(3) 落札（予定）者名及び落札（予定）金額が類推できる情報

(4) 情報源（談合を知った経過等）

2 通報者が報道機関であった場合は、前項各号に掲げる内容に加えて報道機関名、所属部署名及び氏名を確認する。

### (入札の執行及び調査の実施)

第7条 入札の執行及び調査の実施については、次のとおりとする。

(1) 入札の執行前に通報を受けた場合

1) 紙入札の場合

(ア) 通報内容の信ぴょう性が極めて高いと認められ、かつ、入札の執行までに事情聴取を行う時間的余裕があるときは、次条の規定に従い入札参加（予定）者（公募型入札（条件付一般競争入札等）で行う市内業者対象案件については、当該案件の該当等級別区分全ての者）に対し、入札の執行までに事情聴取を実施する。この場合において、入札の執行までに事情聴取の結果が判明しないときは入札を延期する。

なお、入札参加（予定）者とは、開札までに辞退届を提出した者を含むものとする。

(イ) 入札執行までに時間的余裕が無いと契約検査課長が判断した場合は、委員長に報告後入札を執行するものとする。ただし、入札書の投函後、開札前に談合情報があった旨を通告する。

(ウ) (ア) による事情聴取の結果、談合の事実が認められなかったときは、入札参

- 加（予定）者全者から確約書（様式2）を提出させた上、入札を執行する。
- (エ) (ア) による事情聴取の結果、談合の事実が認められたとき、又は談合の疑いが完全に払拭できないとき（以下「談合の事実が認められたとき等」という。）は、入札の執行を取り止める。
- (オ) (イ)、(ウ) により入札を執行した結果が通報の内容と一致したときは、落札決定を保留し、調査（以下「事後調査」という。）を行う。ただし、最低入札者の入札金額が、低入札調査基準価格制度を採用する入札にあつては低入札調査基準価格以下の場合、最低制限価格制度を採用する入札にあつては最低制限価格と同額の場合は、調査を行わないことがある。
- (カ) (オ) の規定による調査は、次条の規定に従い入札参加者に対する事情聴取等により行う。
- (キ) 事後調査の結果、談合の事実が認められなかったときは、最低入札者を落札者として決定し、落札者から誓約書（様式3）を提出させた上、契約を締結する。
- (ク) 調査の結果、談合の事実が認められたとき等は、当該入札を無効とする。

## 2) 電子入札の場合

- (ア) 電子入札は、入札を締め切るまで入札参加者が確認できないため、入札執行前に通報を受けた場合であっても、原則として事前に事情聴取は行わず、開札の結果及び入札参加資格における事後審査の結果、通報の内容と一致した場合、事後調査を行う。ただし、最低入札者の入札金額が、低入札調査基準価格制度を採用する入札にあつては低入札調査基準価格以下の場合、最低制限価格制度を採用する入札にあつては最低制限価格と同額の場合は、調査を行わないことがある。
- (イ) 1) の (カ) から (ク) までの規定は、電子入札の場合について準用する。

## (2) 入札執行後に通報を受けた場合

入札結果を公表しているため、原則として談合通報として取り扱わない。ただし、通報者の氏名及び連絡先が明らかな上、談合メモ等の提示がある等、信ぴょう性が極めて高い通報であると認められる場合は、次のとおり取り扱う。

### (ア) 契約締結前

契約締結を保留し、次条の規定に従い入札参加（予定）者に対し事情聴取等を行う。この場合において、談合の事実が認められたときは、落札決定を取り消し、当該入札を無効とする。談合の事実が認められなかったときは、落札者及びその他の入札参加者から確約書（様式2）、落札者から誓約書（様式3）を提出させた上、契約を締結する。

### (イ) 契約締結後

談合があつたと疑うに足る事実又は情報を得た場合は、委員会の判断により、入札参加（予定）者に対し事情聴取等を行う。この場合において、事情聴取等の結果、談合の事実が認められた場合には、工事又は委託業務の進捗状況等を考慮して、適宜判断する。

(事情聴取等の調査)

第8条 事情聴取及び積算内容調査（以下「事情聴取等の調査」という。）については、次のとおりとする。

(1) 調査の担当者

事情聴取等の調査は、契約検査課の職員が行うものとし、積算内容調査は、契約検査課からの調査依頼に基づき発注部局が行う。

(2) 事情聴取

原則として、入札参加（予定）者全者に対して事情聴取を行う。

(3) 積算内容調査

積算内容調査は、入札参加（予定）者から入札価格の根拠となった積算書（工事種別毎の数量・金額等内訳を明示したものをいう。）及び見積書（以下「積算書等」という。）の提出を求め、入念に調査する。この場合において、入札参加（予定）者から提出を求めた積算書等は、調査が終了した後、返却するものとする。

(4) 積算内容調査の報告

発注部局は、前号の積算内容調査が完了したときは、契約検査課へ調査結果を報告する。（様式4）

(5) 調査結果の報告

契約検査課は、調査結果をとりまとめ、委員会に報告する。

### 第3編 疑いがある入札が行われた場合の対応

(定義)

第9条 疑いがある入札が行われた場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 入札価格等に同一性、規則性及び類似性が認められる場合。ただし、最低入札者の入札金額が、低入札調査基準価格制度を採用する入札にあつては低入札調査基準価格以下の場合、最低制限価格制度を採用する入札にあつては最低制限価格と同額の場合は、調査を行わないことがある。

(2) 前号に掲げるもののほか、談合等不正な入札の疑いがある場合

(契約検査課職員の対応)

第10条 契約検査課職員は、疑いがある入札に該当する入札であると認められる場合、次のとおり取り扱う。

(1) 紙入札の場合

入札を中断し、速やかに委員会に報告する。

(2) 電子入札の場合

落札（候補者）決定を保留した上、速やかに委員会に報告する。

(事情聴取等の調査の実施)

第11条 第9条各号に該当する場合の調査については、第7条の規定を準用する。

この場合において、事情聴取等については、第8条の規定を準用する。

#### 第4編 調査及び審議結果

(入札結果の公表又は非公表)

第12条 入札を執行した結果、落札（候補者）決定を保留し、事後調査を行うこととなった場合の入札結果の公表については、次のとおり取り扱う。

(1) 落札（候補者）決定を保留した時点（調査中）

1) 紙入札の場合

委員会において調査及び審議が終了するまで、入札金額は、公表しない。

2) 電子入札の場合

開札の結果（落札（候補）者と入札金額）は、公表しない。

(2) 調査及び審議終了後

1) 談合の事実が認められたとき等

委員会における調査及び審議の結果、当該入札を取り止め、又は無効としたものは、その旨を公表する。この場合において、入札金額は、公表しない。

2) 談合の事実が認められなかったとき

落札（候補者）決定した上で、入札結果を公表する。

(関係機関への通報)

第13条 事情聴取等を行った内容等について、次のとおり公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）第10条の規定により公正取引委員会へ通知（以下「公正取引委員会へ通知」という。）し、又は情報提供する。

(1) 事後調査の結果、談合の事実が認められたとき等は、契約検査課長は公正取引委員会へ通知する。

(2) 事後調査の結果、談合の事実が認められなかったときにおいても、契約検査課長は公正取引委員会へ情報提供する。

2 委員会において事情聴取等を行った内容等により必要であると認められるときは、司法機関へ告発、又は情報提供する。

#### 附 則

このマニュアルは、平成24年 8月 1日から施行する。

## 談 合 通 報 報 告 書

1 通報受付日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
2 通報の手段	電話・メール・書面・面談・報道 ( )	
3 通報受信者		
4 通報の相手方	①氏名	<input type="checkbox"/> 匿名
	②住所	
	③連絡先 (TEL・メールアドレス)	
5 通報の具体的 内容	④入札件名又は日時 ※	
	⑤落札(予定)者名 ※	
	⑥落札(予定)金額 ※	
	⑦-1 誰が (行為の主体者)	
	⑦-2 誰と (共同行為者)	
	⑦-3 いつ(日時)	
	⑦-4 どこで(場所)	
	⑦-5 どんな方法	
	⑦-6 何をした	
	⑧情報源(談合を 知った経過等)	
6 報道機関等 からの通報	通報日時 報道機関名等 通報手段	年 月 日 時 分  電話・面談・文書
7 その他 (通報者が話したこと)		

契約検査課 ( . . )	委員会 ( . . )	委員会 ( . . )
信ぴょう性の判断 ( 高・低 )	信ぴょう性の判断 ( 高・低 )	( 入札執行・入札延期 )
印	印	印

※印の全ての通報内容があれば「極めて信ぴょう性が高い」と判断する。

年 月 日

## 確 約 書

富田林市長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

事情聴取を受けた者  
氏 名 印

下記の入札について、貴市の事情聴取において私又は事情聴取を受けた者が述べたことは事実と相違なく、入札参加者間における談合その他不正行為の事実は一切なかったことを確約します。

もし、談合その他不正行為の事実が判明するなど、地方自治法等関係法令又は「富田林市電子入札心得」、「競争入札の心得」に違反する事由があった場合などには、下記の入札を無効とされても異議はなく、また、貴市から損害賠償金等を請求されたときには、指定された期間内に支払うことを確約します。

なお、この確約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

### 記

1 案 件 名

2 入札（開札）日時 年 月 日  
午前 ・ 午後 時 分

以上

## 誓 約 書

富田林市長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

下記の入札において、業者間における談合その他不正行為の事実は一切なかったことを誓約します。

もし、談合その他不正行為の事実が判明したときは、「富田林市電子入札心得」、「競争入札の心得」に基づき当該入札を無効とされても異議はありません。

また、今後、談合その他不正行為の事実が判明した場合は、「契約約款」に基づき契約を解除されても異議なく、損害賠償金及び遅延利息等を請求されたときは、指定された期間内に支払うことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

### 記

1 案 件 名

2 入札（開札）日時

以上

# 事 情 聴 取 調 書

年 月 日作成

件 名					
業 者 名 (事情聴取を受けた者)					
事 情 聴 取 者					
日 時	一回目	年	月	日	時 分から 時 分まで
	二回目	年	月	日	時 分から 時 分まで
場 所					
(事情聴取内容)					
① 札に先立ち、落札業者が決定している(いた)との情報があるが、そのような事実はあるか。					
②落札価格を知っている(いた)か。					
② 件入札について、他社の人物と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがあるか。(内容は)					
③ 者間で上記のことが行われている(いた)との噂を聞いたことがあるか。					
⑤積算は、いつ、誰がしたのか。					
⑥入札金額の意思決定は、いつ、どのような形で決定されたのか。					
⑦入札に参加したのは誰か。					
⑧当日の入札の状況は。(不自然なところは)					
⑨その他					

## 積算内容等調査結果報告書

契約検査課長 様

課長

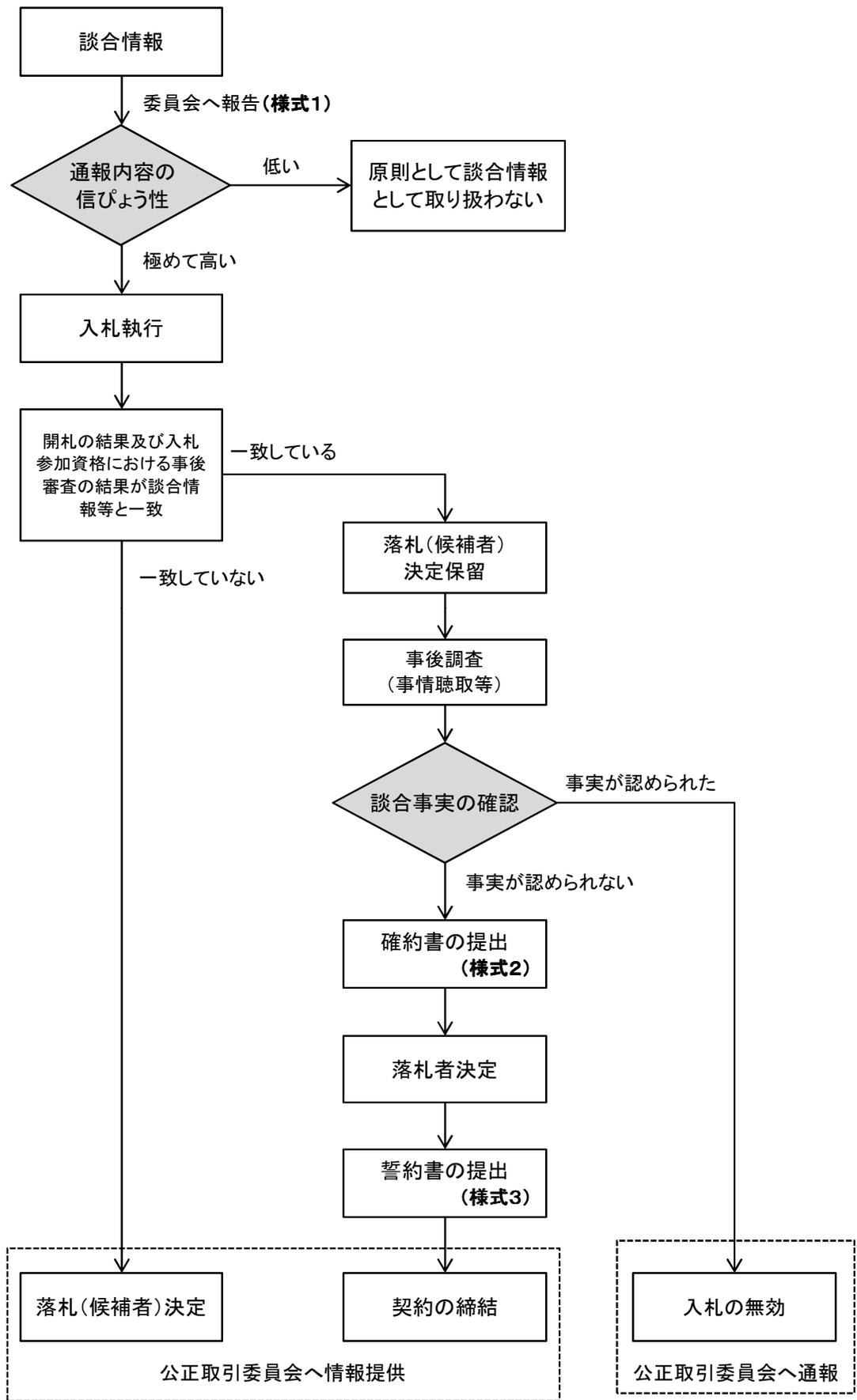
標記の件について、依頼のありました積算内容等調査を行いましたので、下記のとおり結果を報告いたします。

## 記

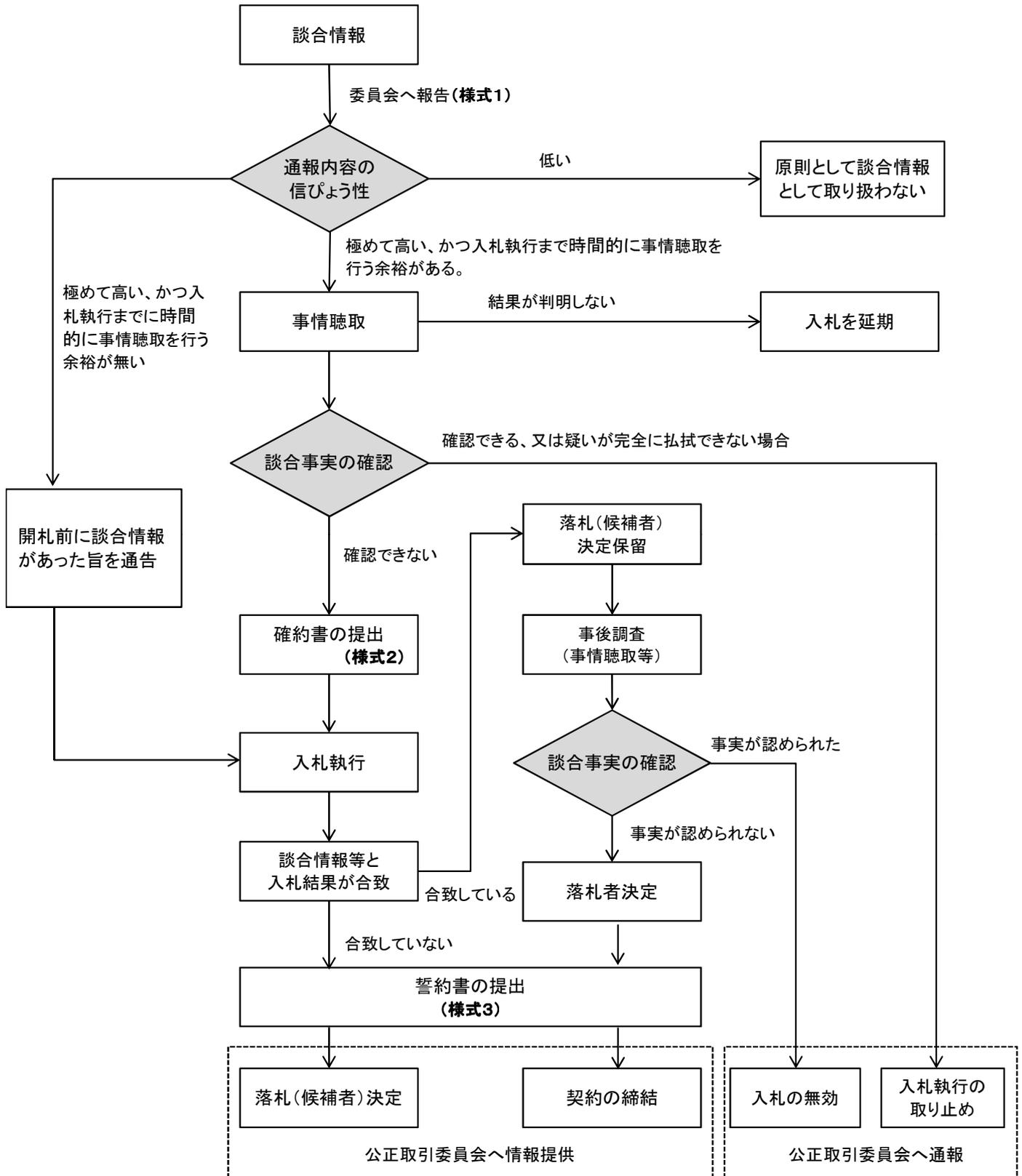
	調査項目	調査内容の結果
1	積算書及び見積書の数量の適否	( 適 ・ 否 )
2	積算書及び見積書の金額等内訳の適否	( 適 ・ 否 )
3	積算根拠及び見積書根拠の妥当性の有無	( 有 ・ 無 )
4	入札金額の妥当性の有無	( 有 ・ 無 )
	発注部局よりコメント	

以上

●入札執行前に通報を受けた場合(電子入札の場合)

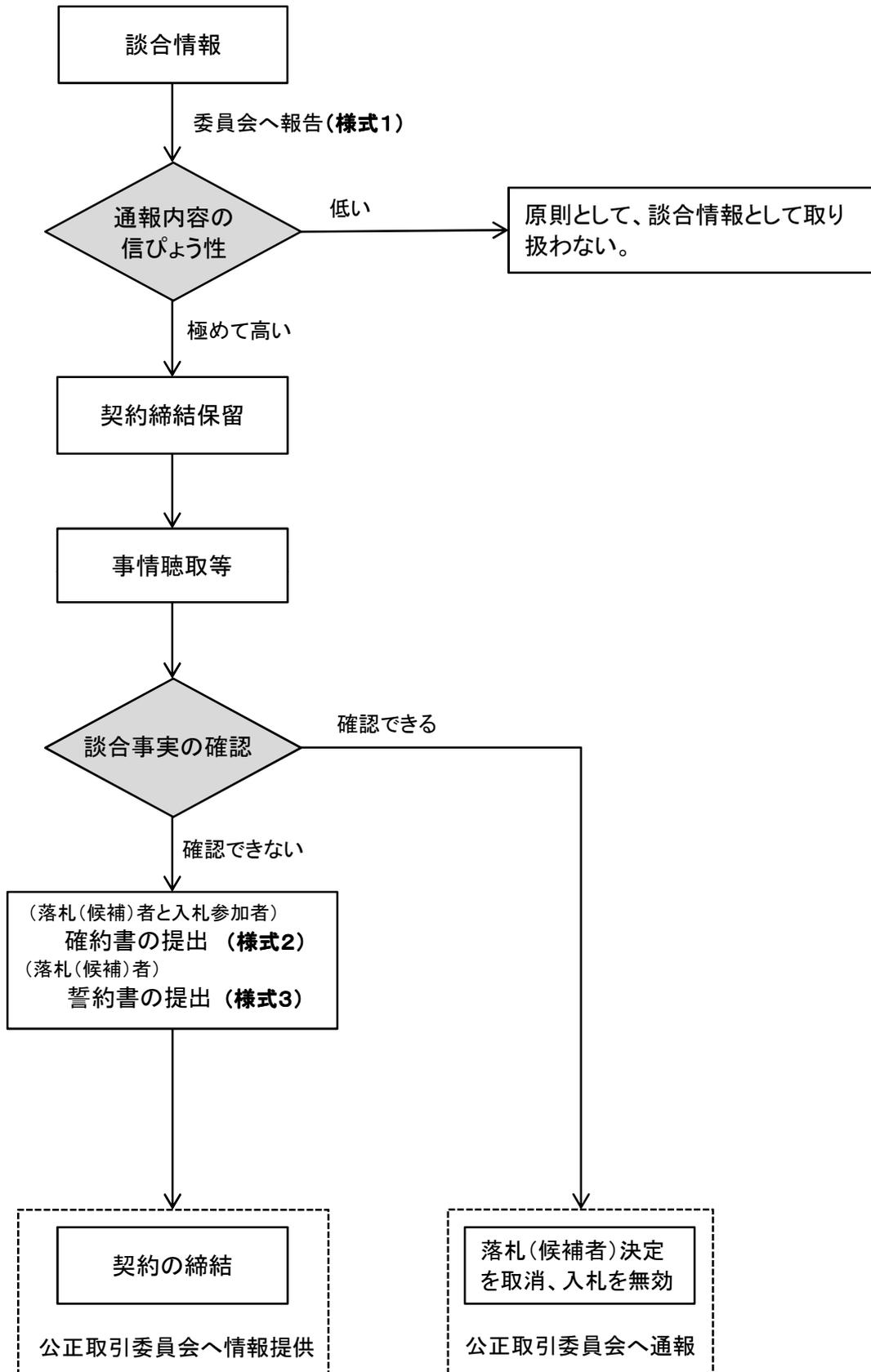


●入札執行前に通報を受けた場合（紙入札の場合）



※最低入札者の入札金額が、最低制限価格と同額又は、低入札調査基準価格以下の入札の場合、事後調査を行わないことがある。

●入札執行後に通報を受けた場合(契約締結前の場合)



●入札執行後に通報を受けた場合(契約締結後の場合)

